

14. 保育料

令和元年10月より、3歳児から5歳児までの全ての子どもと0～2歳児の非課税世帯の幼児教育・保育の利用料が無償化されました。また、3歳児から5歳児の給食費（副食費）も市独自の軽減制度を含め、軽減されました。

※0歳児～2歳児の副食費は、保育料に含まれています。

1. 無償化の対象範囲

認定区分	学齢	市町村民税額	保育料	副食費
保育認定 (3号認定)	0歳児 ～ 2歳児	非課税世帯	無償化	保育料に含まれています。
		上記以外	香南市保育料徴収金基準額表でご確認ください。	
保育認定 (2号認定) 教育認定 (1号認定)	3歳児 ～ 5歳児	年収約360万円 未満相当の世帯	無償化	国の基準により免除
		上記以外		国の基準※を上限に軽減

※令和8年度は5,100円を上限に軽減。
年度により変動する可能性があります。

2. 保育料の算定

保育料は、4～8月分は令和8年度の市町村民税課税額（R7.1.1～R7.12.31の収入）を、9～3月分は令和9年度の市町村民税課税額（R8.1.1～R8.12.31の収入）を基に決定します。保育料は世帯の市町村民税額の合算で算定し、収入が年額103万円未満の場合は、同一世帯の祖父母等の課税額も合算して算定します。

※住宅ローン・寄付金控除などは保育料の算定に含めません。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市町村民税課税額 (令和7年1月1日～12月31日の収入)					令和9年度の市町村民税課税額 (令和8年1月1日～12月31日の収入)						

3. その他保育料に関する事項

◎保育料と給食費以外の費用について

無償化の対象となるのは保育料と給食費です。それ以外の実費徴収分(名札・帽子・教材費など)は費用負担が必要です。実費徴収は施設によって異なりますので、公立施設の場合は入所説明会時にお渡しする「園のしおり」をご確認ください。私立施設の場合は、入所を希望する施設にご確認ください。

◎公立施設の保育料の納期限について

公立施設の保育料・幼稚園預かり保育料は、口座振替で徴収します。振替日は25日で、振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日になります。資金不足等で口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできませんので、遅くとも振替日の前日までに口座への入金をお願いします。また、金融機関によっては口座振替登録ができるまでに日数を要する場合がありますので、お早めにお手続きください。口座振替に必要な書類は、入所承諾書と一緒に送付します。各自で、振替申込金融機関にてお手続きをお願いします。（各施設・こども課では受け取れませんのでご注意ください）

◎幼稚園などの預かり保育料について

子育てのための施設等利用給付認定を受けたお子さんの預かり保育料については、月毎に490円×利用日数（上限12,300円）を上限に無償化されます。香南市公立施設以外に入所する場合は一度施設にお支払いいただき、保護者からの請求により保護者に支給します。

◎香南市公立施設以外に入所する場合の給食費について

3歳児から5歳児のお子さんで、香南市公立施設以外に入所する場合、国の基準※を上限に給食費を軽減します。施設があらかじめ差し引いて差額のみ徴収する場合と、一度施設に全額お支払いいただき、保護者からの申請によって補助金として交付する場合があります。 ※令和8年度の国基準額：5,100円。ただし、年度により変動する可能性があります。

お願い 市町村民税の申告について

市町村民税の未申告など課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で仮決定させていただく場合がありますので、必ず申告等をお願いします。

給食費については、3歳児から5歳児のおさんは国の基準を上限に軽減されますが、国の制度による無償化の対象者と、市独自の軽減制度の対象者を把握する必要があるため、無収入の方も含めて市町村民税の申告をお願いいたします。

3. 保育料徴収金基準額表（3号認定）

（令和8年10月1日現在）

階層区分		認定区分（3号認定）	
階層区分	区 分	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び養育里親等（※1）の世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯（※2）	7,800円	7,700円
	市町村民税均等割のみ課税世帯	16,600円	16,400円
第3-2	48,600円未満の世帯（※2）	9,000円	9,000円
	48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円
第4-1	48,600円以上73,000円未満の世帯（※2）	9,000円	9,000円
	48,600円以上73,000円未満の世帯	23,000円	22,700円
第4-2	73,000円以上77,101円未満の世帯（※2）	9,000円	9,000円
	77,101円以上97,000円未満の世帯（※2）	29,000円	28,600円
	73,000円以上97,000円未満の世帯	29,000円	28,600円
第5-1	97,000円以上133,000円未満の世帯	37,000円	36,400円
第5-2	133,000円以上169,000円未満の世帯	40,000円	39,400円
第6	169,000円以上301,000円未満の世帯	49,000円	48,200円
第7	301,000円以上の世帯	59,000円	58,000円

（※1）養育里親等

小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）の長（※2）「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）」のいる世帯

- 1 ひとり親世帯等…母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養している世帯
- 2 在宅障害児（者）のいる世帯…次に掲げる児（者）がいる世帯
 - ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- *1 同一世帯に複数の就学前の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- *2 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満で複数の児童を扶養している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- *3 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、複数の児童を扶養し、かつ、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）」のいる世帯に該当する場合は、第2子以降の保育料を無料とする。
- *4 保育料の算定に用いる市町村民税の額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などは含まない。
- *5 保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、同居の祖父母等の課税額も合算して保育料を算定する。
- *6 月の途中で退園した場合は日割計算とする。また、自己都合で長期に欠席した場合でも利用の有無にかかわらず保育料はかかる。
- *7 保育料は、4月1日時点の児童の学齢で区分する。同一年度内は、3歳の誕生日を迎えても保育料は変更にならない。

15. 保育料の軽減制度

香南市の保育料軽減制度についてご紹介します。詳細はこども課へお問い合わせください。

1. 同時入所第2子保育料軽減制度

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設へ

同じ時期にきょうだいが入所している場合に、2人目の保育料を無料とします。

※「幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園に限ります。（香南市立幼稚園は対象）

※保護者の所得やお子さんの扶養人数によっては、既に保育料が無料になっている場合もあります。

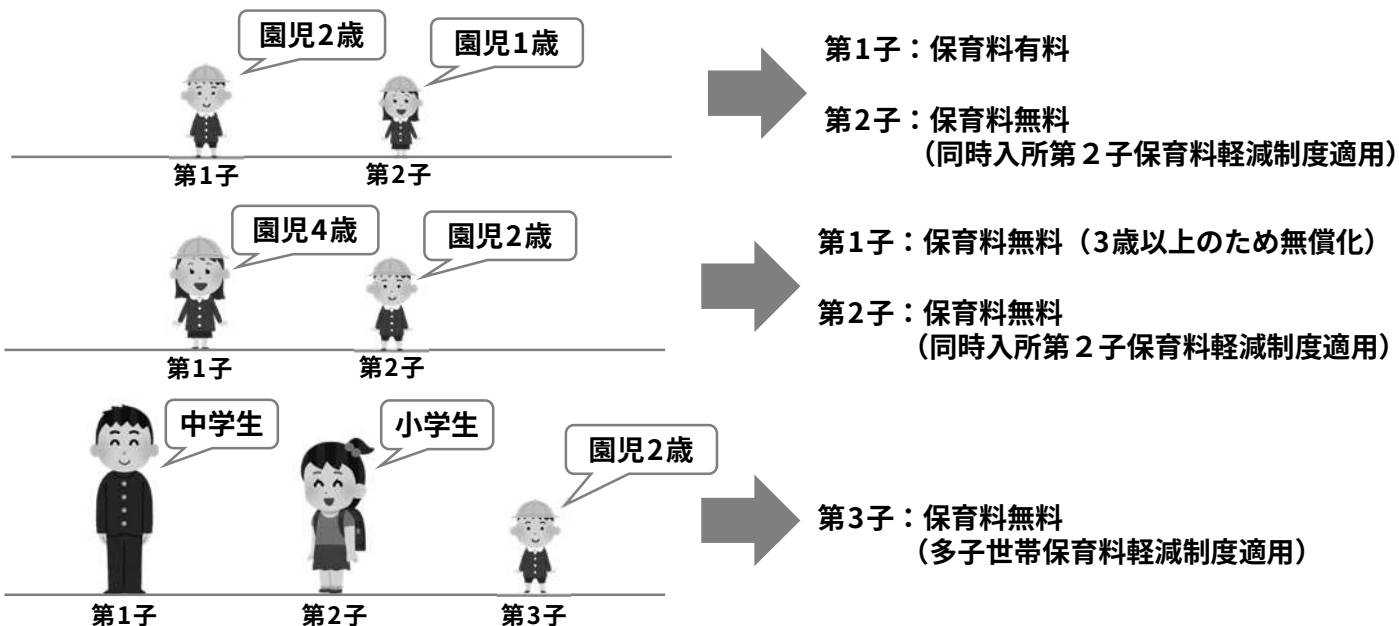
※保護者の所得やお子さんの学齢は問いません。

2. 多子世帯保育料軽減制度

18歳未満のお子さんを3人以上扶養しており、第3子以降で2歳児までのお子さんの保育料を軽減します。お子さんが通う施設によって、軽減の方法および軽減の額が異なりますのでご注意ください。

種別	軽減の方法	軽減する額
公立保育所	保育料の決定をした後、 保育料を無料にし、 当該年度については 保育料を徴収しません。	保育料全額
小規模保育施設		
事業所内保育施設		
認定こども園		
届出認可外保育施設	保護者の方からの申請により 当該保育料に相当する額を 香南市多子世帯保育料等 軽減補助金として保護者に 交付します。 ※認可保育所や認定こども園 等を利用していない方が対象	保護者と施設との契約等により支払う基本的 な保育サービスの利用に要する費用 ※月額50,000円を上限

（例）園児が保育所・小規模保育施設・事業所内保育施設・認定こども園に通園している場合



3. 保育料減免制度

入所されているお子さんの世帯の負担の能力に著しい変動が生じた場合で、次の要件に該当する場合は、保護者の方からの申請により保育料の一部又は全部を減免する制度があります。

減免の要件	減免額
台風、地震などの自然災害又は火災などにより住宅又は家財に著しい損害を受け、その損害金額（保険金及び補償金などにより補填される金額を除く）が住宅又は家財の価格の5割以上の場合	第2階層：全額 第3階層以上：半額
会社の倒産又は本人の意思によらない会社からの退職勧告などにより保護者の収入が著しく減少した場合	申請時の保護者の収入から 1年間の収入を見込み、 当該年度の市町村民税の額を推定し、 保育料の階層区分を変更して減免
保護者が病気、事故などにより6か月以上にわたり就労することが困難となり、収入が著しく減少した場合	
その他特別な事情があると市長が認める場合	

4. 実費徴収に係る補足給付事業

保育料が第1階層（生活保護世帯）の世帯、またはそれに準ずる世帯として市長が認めた世帯の方で、子ども・子育て新制度に移行した施設にお子さんが通っている保護者を対象に教材費、行事費などを補助金として交付する制度です。

給付の対象となるものや給付上限額等の詳細については香南市HPに掲載しています。

ご不明な点は教育委員会こども課までお問い合わせください。

実費徴収に係る補足給付事業に関する
ホームページはこちら

